

泰阜村森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

泰阜村森林経営管理制度実施方針（以下、「実施方針」という。）は、泰阜村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう泰阜村が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

（1）現況と課題

- ・泰阜村の森林は 5,581.3ha で、うち民有林は 5,581.3ha となっている。
- ・民有林人工林（1729.37ha）で、所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林）が 909.45ha ある。
- ・泰阜村内では、飯伊森林組合により 2 団地（区域面積 82.74ha、うち人工林 36.67ha）の森林経営計画が策定されている。
- ・泰阜村は全 19 地区に分かれており、主要幹線である県道や村道、林道および農道により連絡されている。
- ・ここ数年の台風・大雪災害では、この各種幹線に沿って設置されている送電線、電話線や道路などのライフラインが倒木で被災し、住民生活を脅かした。台風・大雪被害に限らず倒木によるライフラインの被災は多く発生している。
- ・泰阜村では、住民の生活・生計を維持するために、ライフラインを取り囲む森林の管理が喫緊の課題となっている。

（2）基本的な考え方

- ・泰阜村では、森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同様）による施業を促しつつ、森林が有する防災減災の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

対象森林は、以下アからウに記載する内容に従って決定する。

ア 対象森林として除外する森林

- ・森林経営計画樹立地
高町団地(9林班)
洞所団地(25林班)
- ・公有林(村有林)
- ・団体有林
国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
一般社団法人 長野県林業公社
三耕地生産森林組合
- ・保安林のうち治山事業で整備計画のある森林

イ 対象森林の絞り込み

- ① 泰阜村全体の人工林のうち、上記アに記載した森林を除外する
- ② 森林経営計画および施業履歴が過去10年間ない森林を抽出する
- ③ アカマツ林の施業はマツタケの収穫量に影響を及ぼす危険性があるため、意向調査の対象森林から除外する
- ④ 以上の手順を用いて抽出した森林について、意向調査を実施する区域とする。

ウ その他対象森林への追加・除外(随時)

- ・上記で抽出されない森林で、泰阜村ハザードマップにより土砂災害危険地域に指定される区域、居住区域、県道・村道・林道沿い、電線・電話線沿い、河川沿いの林班、その他防災減災機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を随時追加する
- ・森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意(又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林)のうち、イに該当するものについて、その区域を随時追加する。
- ・意向調査を実施する区域について、調査実施前に県や村の事業等で施業を行い、その結果、防災減災機能が向上されていると判断できた森林については、意向調査の実施対象から随時除外する。

(2) 対象森林面積及び森林資源

- ・対象森林の面積及び森林資源
365.68ha・・・詳細は別紙1 森林資源構成表のとおり
- ・対象森林の位置・・・別紙図面のとおり

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和2年度から開始する。
- ・意向調査は優先度の高い地区から進めることとし、その計画は別紙2のとおりとする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあつては地区の状況によって個別対応(地区説明、個別訪問等)も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあつては直接回収も検討する。
- ・回収ができたものから経営管理権の設定を進めていくものとし、回収ができなかった場合は追加調査を行うことを検討する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・対象森林は、泰阜村による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・地籍調査の結果に基づき森林境界を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、森林経営に適すると判断された場合には、林業経営体に照会し、経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画の樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得たうえで森林経営管理権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については、択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・村が森林経営管理制度を実施する経費(意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、村民への制度周知などに要する経費)は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。
- ・森林環境譲与税は、泰阜村森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- ・泰阜村森林環境譲与税基金は、森林経営管理制度の実施のほか、村内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の村の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。